

あさひ訪問看護ステーション

介護保険料金表

(平成27年4月1日より)

* * * * *

主治医から一時的に頻回な訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書が出た場合は医療保険の訪問看護となります。

利用料金につきましては直接当ステーションにお問い合わせください。

● 通常の利用料金 (訪問1回につき)

サービスの時間	料金
20分未満	310円
30分未満	463円
30分以上1時間未満	814円
1時間以上1時間半未満	1,117円

● 通常の間帯以外の料金

通常の間帯(午前8時から午後6時)以外でサービスを行う場合は、下記の割増料金になります。

緊急時訪問看護加算を算定している場合で、これらの間帯に緊急に訪問した場合は通常の利用料金になります。

*但し、特別管理加算の該当者で緊急時訪問

看護加算を算定している場合、早朝・夜間、深夜の訪問があった場合は加算となります。

- ・早朝(6時~8時) 25%増
- ・夜間(18時~22時) 25%増

サービスの時間	料金
20分未満	388円
30分未満	579円
30分以上1時間未満	1,018円
1時間以上1時間半未満	1,396円

- ・深夜(22時~6時) 50%増

サービスの時間	料金
20分未満	465円
30分未満	695円
30分以上1時間未満	1,221円
1時間以上1時間半未満	1,676円

● 特別な加算

- 特別管理加算Ⅰ(月1回)
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合 500円/月
- 特別管理加算Ⅱ(月1回)
在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や床ずれがある場合等で特別な管理を必要とする方 250円/月

- 複数名訪問加算
身体的理由等により同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合
30分未満の場合 254円/回
30分以上の場合 402円/回

- 長時間訪問看護加算
特別管理加算の対象者で通算1時間30分以上となる場合 300円/回

- 緊急時訪問看護加算(月1回)
電話等に常時対応し、緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合で同意を得ている場合 540円/月

- 退院時共同指導加算
病院や老人保健施設等に入院・入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合(特別な管理を要する場合は月2回まで) 600円/回

- 初回加算
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合(初回の訪問看護を行った月に算定) 300円/月

○サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合した事業所である場合 6円/回

○看護・介護職員連携強化加算

訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な場合に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。 250円/月

○定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護

2,935円/月
要介護5の方に訪問看護を行う場合の加算 800円/月
医療保険の訪問看護を行った場合の減算 97円/日
サービス提供体制強化加算 50円/月

○ターミナルケア加算（死亡月）

死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 2,000円

○看護体制強化加算

算定要件のいずれにも適合した場合 300円/月

● その他の料金

○交通費

通常の営業区域（たつの市・太子町・相生市・姫路市：勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）を越えて訪問看護を行う場合 (515円/回)

○死後の処置をした場合

ご希望される場合 (11,030円)

あさひ訪問看護ステーション

介護予防料金表

(平成27年4月1日より)

* * * * *

主治医から一時的に頻回な訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書が出た場合は医療保険の訪問看護となります。

利用料金につきまして直接当ステーションにお問い合わせください。

● 通常の利用料金 (訪問1回につき)

サービスの時間	料金
20分未満	310円
30分未満	463円
30分以上1時間未満	814円
1時間以上1時間半未満	1,117円

● 通常の間帯以外の料金

通常の間帯(午前8時から午後6時)以外でサービスを行う場合は、下記の割増料金になります。

緊急時訪問看護加算を算定している場合で、これらの間帯に緊急に訪問した場合は通常の利用料金になります。

*但し、特別管理加算の該当者で緊急時訪問

看護加算を算定している場合、早朝・夜間、深夜の訪問があった場合は加算となります。

- ・早朝(6時~8時) 25%増
- ・夜間(18時~22時) 25%増

サービスの時間	料金
20分未満	388円
30分未満	579円
30分以上1時間未満	1,018円
1時間以上1時間半未満	1,396円

- ・深夜(22時~6時) 50%増

サービスの時間	料金
20分未満	465円
30分未満	695円
30分以上1時間未満	1,221円
1時間以上1時間半未満	1,676円

● 特別な加算

- 特別管理加算Ⅰ(月1回)
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している場合 500円/月
- 特別管理加算Ⅱ(月1回)
在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や床ずれがある場合等で特別な管理を必要とする方 250円/月

- 複数名訪問加算
身体的理由等により同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合
30分未満の場合 254円/回
30分以上の場合 402円/回

- 長時間訪問看護加算
特別管理加算の対象者で通算1時間30分以上となる場合 300円/回

- 緊急時訪問看護加算(月1回)
電話等に常時対応し、緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合で同意を得ている場合 540円/月

- 退院時共同指導加算
病院や老人保健施設等に入院・入所中に主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合(特別な管理を要する場合は月2回まで) 600円/回

- 初回加算
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合 300円/月

- サービス提供体制強化加算
厚生労働大臣が定める基準に適合し業所である場合 6円/回

○看護体制強化加算

算定要件のいずれにも適合した場合

300円／月

● その他、保険対象外の料金

○交通費

通常の営業区域（たつの市・太子町・相生市・姫路市：勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）を越えて訪問看護を行う場合

515円／回